

第116号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月20日

品川区長 森 澤 恭 子

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

(1) 名 称 品川区立区民住宅ファミリー西五反田西館

所在地 東京都品川区西五反田三丁目6番7号

(2) 名 称 品川区立区民住宅ファミリー西五反田東館

所在地 東京都品川区西五反田三丁目6番38号

2 指定管理者

名 称 株式会社東急コミュニティー

代表者 代表取締役 木村 昌平

所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(説明) ファミリー西五反田西館およびファミリー西五反田東館の指定管理者を指定する必要がある。